

ニホンイシガメの輸出に係る助言について

【概要】ニホンイシガメは、ワシントン条約附属書 に掲載されており、その輸出には輸出国の許可が必要である。これまで、ニホンイシガメの輸出量は、当該種の存続に影響を及ぼすレベルには達していないと考えられたことから、輸出承認申請があった際、我が国におけるワシントン条約の科学当局である環境省は、管理当局である経済産業省に対し「輸出が種の存続を脅かすことにならない」旨の助言を行ってきた。今般、輸出個体数が増加し、一部の地域において、種の存続を脅かすものではないと言えない状況になりつつあることから、今後、当分の間、輸出助言の対象を、サイズの小さい未成熟個体と飼育繁殖個体のみ限定することを検討中。

1. ニホンイシガメの基本的情報

ニホンイシガメ (*Mauremys japonica*) は、関東以西の本州、四国、九州と周辺の島嶼に広く分布する日本固有種である。IUCN (2000) 及び環境省 (2012) によるレッドリストにおける評価は、共に準絶滅危惧種 (NT) である。

ワシントン条約附属書 への掲載 (2013年3月採択、同年6月発効) 以降、ワシントン条約に基づく輸出手続きを通じ、日本からの輸出個体数の把握が可能となった。環境省では、輸出個体数が多いことから自然個体群への影響を懸念し、専門家へのヒアリング及び統計モデルにより、ニホンイシガメの自然分布域における個体数推定を行った。その結果、自然分布域における個体数は、約98万個体と推定された。

は 爬虫綱 かめ目 いしがめ科

ニホンイシガメ

- ・ 自然分布域：本州、四国、九州と種子島、五島列島、佐渡島などの島嶼。
- ・ 生息環境：山間、丘陵の河川周辺や低湿地、湖沼および水田周辺。
- ・ 産卵数：年に1~2回、1回に約1~12卵程度。
- ・ 繁殖期：秋から春にかけて交尾し、6~8月に産卵。
- ・ 食性：雑食性で、植物質、動物質を広く食する。



2. ワシントン条約附属書 掲載種の輸出手続き

ワシントン条約の規定により、締約国は「許可書及び証明書を発給する権限を有する」管理当局と「種の保護の観点から許可書等の発給に関して管理当局に助言する」科学当局を指定することが義務付けられている（図1）。

我が国において、ニホンイシガメの輸出許可書は、爬虫綱（ウミガメ科及びオサガメ科を除く）に対応する科学当局である環境省が「当該輸出が当該動植物の種の存続を脅かすものでない」旨の助言を行い、当該輸出が審査基準に掲げられる他の要件も満たす場合に限り、管理当局である経済産業省により発給される。

ワシントン条約の該当条文

第4条 附属書 に掲げる種の標本の取引に対する規制

2 附属書 に掲げる種の標本の輸出については、事前に発給を受けた輸出許可書を事前に提出することを必要とする。輸出許可書は、次の条件が満たされた場合にのみ発給される。

- (a) 輸出国の科学当局が、標本の輸出が当該標本に係る種の存続を脅かすこととならないと助言したこと。
- (b) 輸出国の管理当局が、標本の動植物の保護に関する自国の法令に違反して入手されたものでないと認めること。
- (c) 生きている標本の場合には、輸出国の管理当局が、傷を受け、健康を損ね若しくは生育を害し又は虐待される危険性をできる限り小さくするように準備され、かつ、輸送されると認めること。

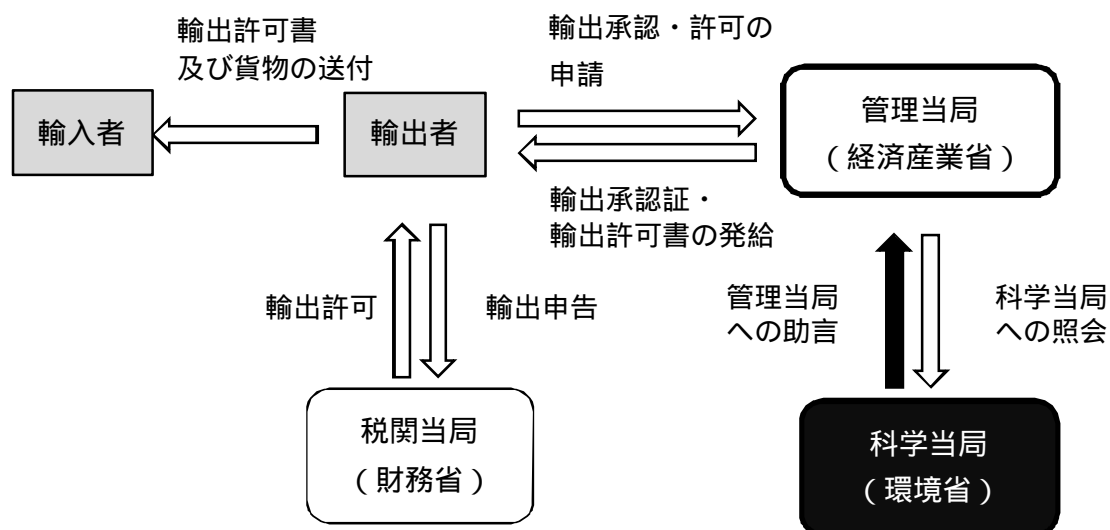


図1：我が国における輸出許可取得の流れと輸出に係る助言の関係

3. ニホンイシガメの輸出状況

ニホンイシガメの輸出申請は、2013年8月から2015年9月の間に、約2万8千個体に対し行われた。その約9割が自然分布域で捕獲された野生個体であり、残りの約1割が飼育下における繁殖個体である。

2015年3月以降、申請件数及び申請個体数が急激に増加した（図2）。特に、野生個体の捕獲場所は特定の地域に集中している（図3）。

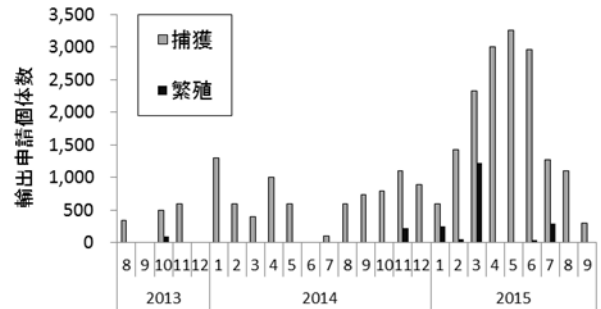


図2：月ごとの輸出申請個体数

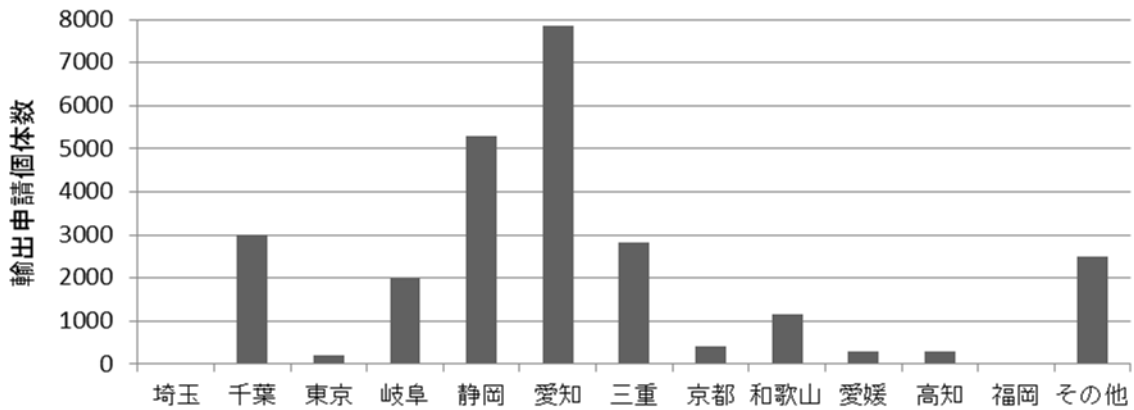


図3：捕獲場所ごとの輸出申請個体数（都道府県単位）
（2013年8月～2015年9月の総計）

4. 捕獲の多い地域におけるニホンイシガメ個体数の将来予測

ニホンイシガメの生活史（産卵数、孵化率、性比、寿命、年齢別生存率等）や過去からの個体数の動態に関する情報を、文献調査と専門家へのヒアリングによって収集し、生活史パラメーターを設定した上で、個体群動態モデルによる将来予測によって、ニホンイシガメの適正な利用方法の検討を行った。前提条件及びシナリオは以下のとおり。

（1）モデルの前提条件

- ・ 対象地域は、これまで輸出申請において大量の野外個体の採集が確認された地域を代表として選択。
- ・ 対象地域に生息するニホンイシガメの初期個体数は、専門家へのヒアリング及び統計モデルに基づき、11,279個体の単一の個体群とみなす。
- ・ 雄は3才（背甲長約8cm）、雌は約10才（背甲長約15cm）で繁殖可能な成熟個体となる。
- ・ 国内利用のための捕獲圧は考慮しない（実際には輸出利用の他に国内利用があるため、

捕獲数は上記よりも多い)。

- ・ 土地利用の変化は考慮しない。(実際には、本種の生息適地は減少傾向にあると推測される。)

(2) シナリオ

個体寿命が長く成熟個体の死亡率が低いという本種の生活史特性から、繁殖可能な成熟個体に対する捕獲圧を制限することにより、繁殖率の低下を防ぐことができ、個体群成長率を維持することが可能と予測される。このため、以下の二つのシナリオを検証した。

シナリオ : 現在と同程度の捕獲が継続

(条件) 背甲長 8cm 以上の個体を 4,000 個体/年、捕獲し続ける。

シナリオ : 未成熟個体のみ捕獲を継続 (シナリオ より捕獲圧が減少すると仮定)

(条件) 背甲長 8cm 未満の個体を 1,000 個体/年、捕獲し続ける。

参考 : (条件) 背甲長 8cm 以上の個体を 1,000 個体/年、捕獲し続ける。

(3) 結果

2 パターンのシナリオに基づく将来予測の結果は、図 4 の通りである。予測の対象とした 11,279 個体からなる集団については、現在と同程度の捕獲が継続する場合 (シナリオ)、個体数は急激に減少し、数年で対象地域の個体群に絶滅の恐れが生じる。8cm 未満の個体のみ捕獲を継続した場合 (シナリオ)、毎年 1,000 個体を捕獲し続けても、少なくとも 30 年後までは、現在の個体数がほぼ横ばい傾向で維持されることが示された。

これらの結果から、現在のように、成熟個体の捕獲が継続すると、モデルの対象地域のニホンイシガメは減少し続け、やがて絶滅に至るが、未成熟個体のみであれば持続的な利用 (捕獲) が可能であると想定された。

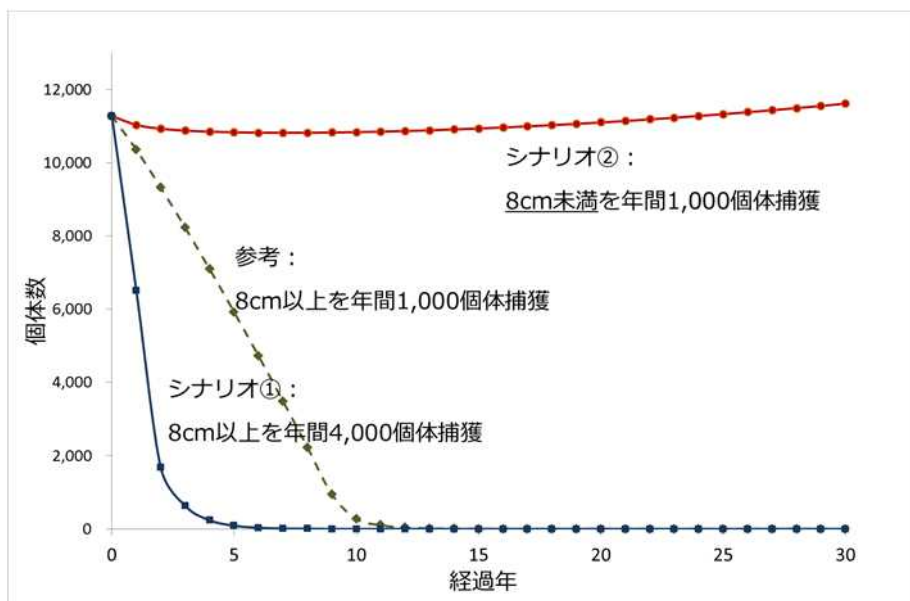


図 4 : モデル対象地域におけるニホンイシガメ個体数の将来予測

5. ニホンイシガメの輸出に係る助言の方針

本種は、全国では一定の個体数の生息が推定されるものの、海外への輸出を目的とした野外捕獲が特定の地域に集中する状態が継続した場合、地域個体群あるいは局所個体群の絶滅のおそれがあり、将来的には種の存続への影響も懸念される。

上記を踏まえ、持続的な利用と種の存続の観点から、当分の間、我が国からのニホンイシガメの輸出に対しては、以下の条件で、「当該輸出が当該動植物の種の存続を脅かすものでない」旨の助言を行うこととしたい。助言不可のニホンイシガメの個体については、「輸出許可書」の発給はできないこととなり、事実上、輸出は不可能となる。

< 輸出に係る助言実施の条件 >

- (1) 野外捕獲個体：背甲長 8cm 以上の個体については助言不可。
背甲長 8cm 未満の個体については助言可（個体数の上限値なし）。
- (2) 飼育繁殖個体：飼育繁殖させた個体については、体サイズを問わず助言可。